2023年（令和5年）5月２日

地域福祉活動センター活動室

新型コロナウイルス感染症５類引き下げ後の利用について

新型コロナウイルス感染症５類引き下げに伴い、新型コロナウイルスに対応するためのガイドライン（「新しい生活様式に基づく藤沢市地域福祉プラザ地域福祉活動推進センター　活動室・共有スペース　利用ガイドライン」）は撤廃となり、地域福祉活動センターの利用に関する要綱に則った運用となります。

５月８日以降の主な変更点は、以下のとおりです。

１．活動室利用時間について

|  |  |
| --- | --- |
| 令和5年5月7日まで | 令和5年5月8日から |
| 【A区分】 9時～12時15分【B区分】13時～16時15分（土日祝　13時～17時）【C区分】17時～20時（平日のみ）※上限同月6区分 | 【A区分】 9時～**12時30分**【B区分】13時～**16時30分**（土日祝　13時～17時）【C区分】17時～20時（平日のみ）※上限同月6区分 |

２．利用人数

|  |  |
| --- | --- |
| 令和5年5月7日まで | 令和5年5月8日から |
| 活動室１　　　 　32人活動室2　 　　 32人活動室３．４　　 26人 | 活動室１　　　 **36人**活動室2　　 　**36人****活動室３　　 16人****活動室４　 12人** |

※藤沢市公民館の基準を参考に利用人数を変更。活動室3、４と分けて使用可能。

３．その他

アルコール消毒は利用される団体一任となりますので、消毒用物品等が必要な場合、窓口にお問い合わせください。

以上